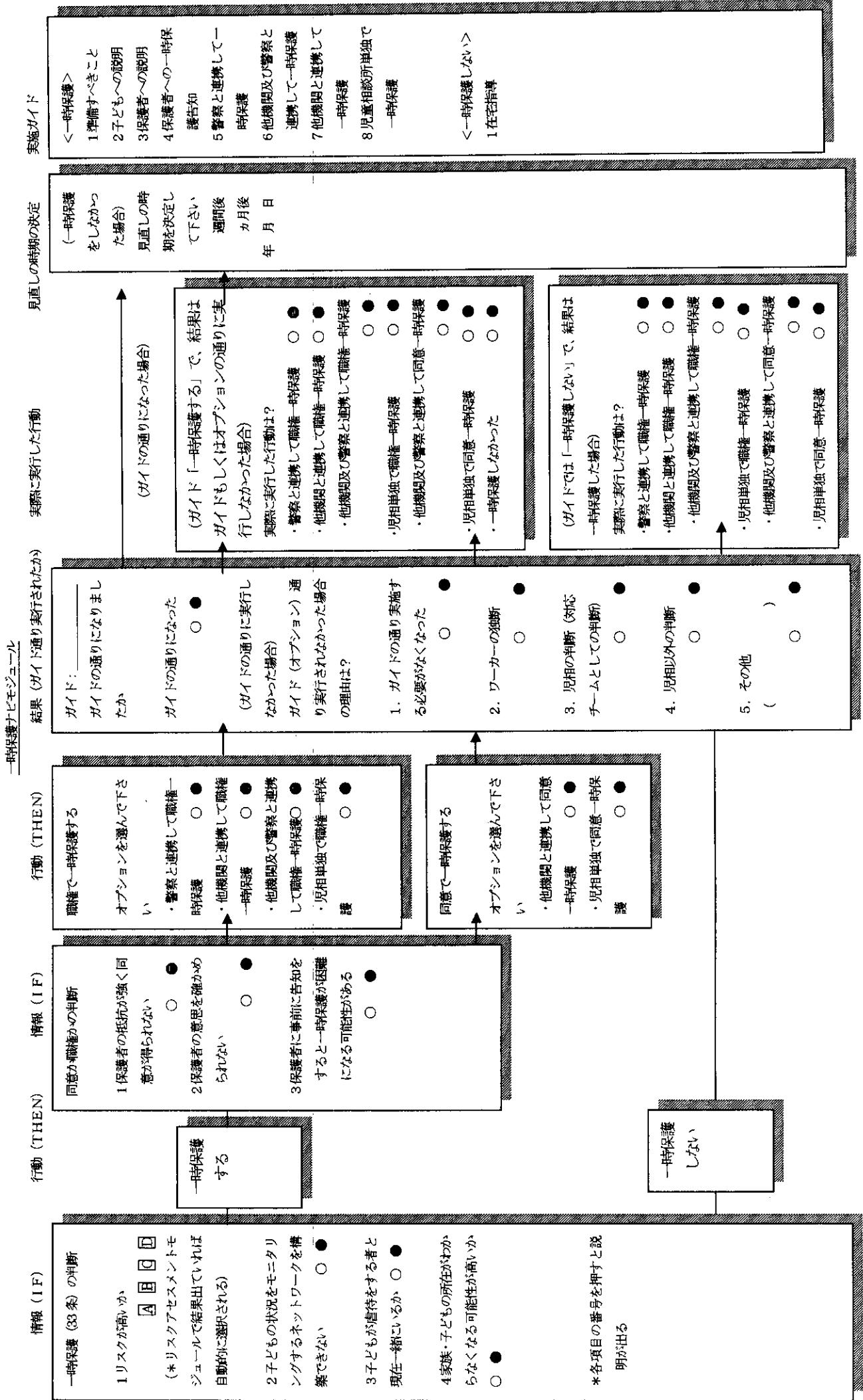


資料E-7 一時保護ナビモジュール



*各項目の番号を押すと説明が出来る

A. 各項目の説明（図の左枠）

（各項目の番号を押したら説明が出来る）

1. リスクが高いか・・・子どもがどれほど迅速かつ積極的な援助を必要としているか、また虐待である可能性が大きいかを「リスクアセスメントモジュール」に飛べるようにする。
（下線はハイパーテキストになつていて「リスクアセスメントモジュール」に飛べるようになる。）
2. 子どもの状況をモニタリングするネットワークを構築できない・・・子どもと家族の状況観察をし、緊急時に即応できる相談援助体制が整備できないことである。子どもや家族の状態やその変化を日常的にチェックし、虐待がもし起きた場合には子どもの安全を確保した上ですぐに児童相談所に連絡できる人や機関が必要である。日常的に子どもや家族と接触が可能な、同居している家族や親戚、子どもが通う保育所や学校、近隣住民、民生委員、児童委員、保護者の友人などがその役割を果す可能性がある。モニターを依頼した人や機関との間で、①虐待の内容やメカニズムと危機的状況の予測、②情報の連絡網や各機関の窓口（担当者）の確認、③緊急対応が必要なレベルの確認とその時の役割分担、を確認しておく必要がある。
3. 子どもが虐待をする者と現在一緒にいるか・・・虐待をする者が、子どもとともに同居している者が、子どもと頻繁に出入りしていること。病院、警察などのフォーマルな場や親戚、隣人宅などのインフォーマルな場で子どもが保護されている場合はあてはまらない。しかし、子どもがフォーマルもしくはインフォーマルな場で保護されている場合でも、その状況が長期的に続くとは限らないこと、保護者が強制的に子どもを取りにくる可能性があることを念頭においておかなければならぬ。また、保護をしている人や機関はその後の援助において子どもや家族の重要な資源となるので、保護をしている人・機関と保護者の関係が切れてしまう可能性がある場合には、一時保護を検討する。
4. 家族・子どもの所在がわからなくなる可能性が高いか・・・家族が子どもとともに転居するなど、所在がわからなくななる可能性があること。児童相談所の援助を拒否して、家族と子どもが転居すると一時保護をするのが困難になり、子どもの安全が脅かされる可能性がある。これまで、不自然な転居歴がないかを調べてみる必要がある。

同意か職権かの各項目の説明（図の中央の枠）

（各項目の番号を押したら説明が出来る）

1. 保護者の抵抗が強く同意が得られない・・・保護者に一時保護の必要性を説明しても同意をしないこと。児童相談所として一時保護が必要であると判断していることを伝え、児童相談所の一時保護をする権限（33条）や児童福祉法28条申立ての説明をし説得しても、保護者が引きさがらない場合、同意が得られないとなります。
2. 保護者の意思を確かめられない・・・保護者が行方不明だったり、意思を示さず、保護者の意思が確認できないこと。
3. 保護者に事前に告知をすると一時保護が困難になる可能性がある・・・保護者に事前に告知をすると、家族が子どもとともに転居し子どもの所在がわからなくなったり、家族が子どもとともに家に閉じこもるなど、一時保護をするのが困難になる可能性があること。

B. 実践ガイド

1. 準備すべきこと
 - ・児童相談所としての方針、一時保護の目的と段取りの確認を行う。保護者や子どもいる場所や対応の仕方など、可能性のある場面を想定し、それぞれの場合、どのように対応をするのかを職員の間で確認しておく必要がある。
 - ・一時保護所もしくは一時保護委託先への確認を行う。一時保護所が一杯であつたり、乳児や重度の障害を有する子どもも、自傷他害のおそれがある子どもの場合には、乳児院や児童養護施設など当該児童に対応できる施設を検討し、委託一時保護を行う。また、医療機関に子どもが入院しております引き続き入院が必要な場合も、委託一時保護をする。委託一時保護は、行政処分があるので、保護者が子どもを引き取りに来ても委託一時保護受託者の判断で、引取りを認めることはできないことを確認しておく。
 - ・緊急な対応が必要で、夜間や遠隔地で直ちに一時保護所に連れてくることが困難な場合は、緊急避難先として、警察署、民生・児童委員（主任児童委員）、親戚、近隣知人、学校の職員宅等が考えられる。この場合は、あくまで緊急的な措置であるので、早急に対応を必要とする。
 - ・保護者に説明・告知をする職員、保護を行う職員は身分証明書を携帯する。
2. 子どもへの説明
 - ①子どもが、帰宅を拒否し保護を求めている場合
 - ・子どもに対して虐待の事実関係や状況等を確認すると同時に、子どもの話を十分聞き、子どもに安心感を与えることが大切である。
 - ・面接や引取りについても、子どもの意向を聞いて判断することを説明し、児童相談所として「親には引き渡さない」という保証をする

必要がある。

- ②子ども本人が、家には帰りたくないが一時保護も躊躇している場合
 - ・児童相談所として一時保護が必要と判断したことを伝え、虐待を受けている子どもに対して、その原因が子ども自身にあるのではないことを分かりやすく説明する。
 - ・保護者の同意が無くとも安全に生活できることを伝え、一時保護所の具体的な紹介をする。一時保護所が併設されている場合には見学させてもよい。

3. 保護者への説明

- ①保護者自ら、子どもを預かってほしいと希望する場合
 - ・「イライラして子どもを叩いてしまう」「このままでは殺してしまいそう」などの訴えがある場合には、子どもや保護者的心身の状態を見極め、保護者の大変な気持ちを受容する。
 - ②警察から要保護児童として通告があつた場合
 - ・児童相談所として一時保護が必要であると判断したこと伝え、一定の期間は保護が必要であることを保護者に理解してもらうように努める。
 - ・保護者が説得に応じない場合には、児童相談所の一時保護をする権限（33条）について説明をする。
 - ・それでも保護者が引き下がらない場合には、児童福祉法28条申立てをする。
 - ③関係機関からの通告で、調査の結果により一時保護が必要と判断した場合
 - ・困難な事例については弁護士の協力を求めることも有効である。
 - ・すでに保護者と関係機関との関係との関係ができている場合は、そのときの状況や保護者的心情を踏まえて説明し、説得する。
 - ・入所期間、入所後のことなど、一応の見通しを伝えておく。
 - ・他の関係機関とすでに開けたところがあり一時保護を勧められるような関係が持てている場合には、他機関に協力を依頼してもよいが、そのことでその機関と保護者の関係が切れてしまう可能性がある場合は差し控える。
 - ・緊急に保護が必要と判断される場合には、関係機関の協力を得て、先に子どもの安全確保をした上で、保護者に伝える。
- ④保護者への一時保護告知

- ・ 一時保護は行政処分として行政不服申し立ての対象になり、保護者には不服申立権があるので、児童相談所は保護者に一時保護の事実を告知する必要がある。
 - ・ 告知の書面には一時保護所の具体的な所在地も記載するのが原則であるが、保護者が取り戻す危険が大きい場合にはその限りではない。一時保護を決定した児童相談所の所在地以外にある一時保護所に一時保護したり、遠方の福祉施設に一時保護委託した上で、告知事項から一時保護所、一時保護委託先の所在地を省略することもあります。
 - ・ 母子が父親の暴力から逃れて家出しし、母親の希望で一時保護をする場合に、父親に告知すれば母子の所在を知って追求する可能性がある。しかしながら、父親に不服申立権がないとは言いがたいで、父親にも一時保護を告知した上で、一時保護委託先の所在地を告知事項から省略する扱いにとどめる。
5. 警察と連携して一時保護
- ・ 保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に児童が虐待されているおそれがある場合など、児童相談所長等では職務執行をすることが困難な場合は、警察官の援助を依頼する。
6. 他機関及び警察と連携して一時保護
- ・ 警察と連携して一時保護をするのは、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に児童が虐待されているおそれがある場合などで、児童相談所長等では職務執行をすることが困難な場合は、警察官の援助を依頼する。
 - ・ 他機関と連携して一時保護をする際、連携する機関は、福祉事務所、児童家庭支援センター、民生・児童委員（主任児童委員）、学校・保育所・幼稚園、医療機関、保健所・市町村保健センターなどが考えられる。
 - ・ 保護者や子どもが他機関とすでに関わりがある場合は、その機関に協力を依頼し一時保護を行うこともある。例えば、学校の先生など子どももがよく知っている人に同行してもらうことで、子どもが安心した状態で一時保護を行える場合がある。しかし、そのことでそこの機関と保護者の関係が切れてしまう可能性がある場合は差し控える。
 - ・ 子どもが、医療機関や学校・保育所・幼稚園などにいる場合は、その機関の協力を得てその場で一時保護をすることが考えられる。保護者の目の前で子どもを保護するよりも、子どもも・保護者のショックを軽減させることができる。しかし、そのことでその機関と保護者の関係が切れてしまう可能性がある場合には、その機関の協力を得て、その機関の外で保護することも考える。
7. 他機関と連携して一時保護

- ・一時保護をする際、連携する機関は、福祉事務所、児童家庭支援センター、民生・児童委員（主任児童委員）、学校・保育所・幼稚園、医療機関、保健所・市町村保健センターなどが考えられる。
 - ・保護者や子どもが他機関とすでに関わりがある場合は、その機関に協力を依頼し一時保護を行うこともある。例えば、保護者と信頼関係を築いている人に同席をしてもらうことが考えられる。また、学校の先生など子どもがよく知っている人に同行してもらうことで、子どもが安心した状態で一時保護を行える場合がある。しかし、そのことでその機関と保護者の関係が切れてしまう可能性がある場合は差し控える。
 - ・子どもが、医療機関や学校・保育所・幼稚園などにいる場合は、その機関の協力を得てその場で一時保護をすることが考えられる。保護者の目の前で子どもを保護するよりも、子ども・保護者のショックを軽減させることができる。しかし、そのことでその機関と保護者の関係が切れてしまう可能性がある場合には、その機関の協力を得て、その機関の外で保護することも考える。
8. 児童相談所単独で一時保護
- ・児童相談所が単独で一時保護を行った場合も、関係機関に一時保護をした旨を連絡する。

A. 各項目の説明

(クリックするとこの説明を見ることができる)

1. 通告段階でのリスクアセスメント結果と連動しており、すでにリスクアセスメントを行っている場合は、A, B, C, Dのいずれかが選択されている。しかし、初期リスクアセスメント後、相当な時間的経過（1ヶ月以上）がある場合はもう一度「リスクアセスメントナビモジュール」にもどり評価し直す必要がある。
2. 「安否」とは、子どもが安全な状態であるのか、あるいは子どもが生きているのかどうかのことである。関係機関（保育所・園、学校、保健所など）や近隣からの情報をえることができないなど、子どもを確認することができない状況であるのかどうかを判断する。
3. 生活実態とは、子どもが（家庭において）どのように生活をしているのかであり、それを確かめることができる状況であるかどうかを判断する。
4. 子どもの姿が2週間以上見えない。保育園（所）や学校を長期間欠席していたり、近隣や親戚が長期にわたって子どもの姿を見ていなかつたりという状況あるかどうかを判断する。
5. 電話や訪問などの働きかけに対して、保護者が強く拒んだり、約束をしても守らなかつたりするためには、保護者あるいは子どもとの接触が困難であるかどうかを判断する。
6. 保護者との接觸ができるても、保護者の説明が頻繁に変化するために要領を得なかつたり、ひどく取り乱したり、奇異な行動を示しており精神的にきわめて不安定であると思われるために子どもの安全が懸念されるかどうかを判断する。
7. 家族の近隣とのつき合いや親戚との交際がほとんどなく、閉鎖的で、孤立がはなはだしいと考えられる状況かどうかを判断する。
8. 保護者が子どもを強制的に引き取ろうとしており、家庭にもどれば保護者が子どもに対して危害を加える可能性が高いと思われる状況かどうかを判断する。
9. 子どもが病気であつたり、怪我をしていたりで、医師の手当が必要判断されるのに、保護者が手当を受けさせていなかつたり、そしたらしくした気配がないかどうかを判断する。
10. 子どもの健やかな成長が脅かされ、成長にとつて必要な教育が与えられない環境において生活することを強いられていたり、不当な労働を強いられていたりするかどうかを判断する。
11. 子どもの意志に反して家に留め、著しく子どもの自由を拘束していると考えられるかどうかを判断する。

B. 実践ガイド

<立入調査を実施する場合の準備>

身分証明書を携帯する、複数の専任職員で実施する、保護者が在宅の時間帯を確認する、合い鍵・ドアを確実に開けてもらえる人物を確保しておく、立入のタイミング確認を関係者の間で調整しておく。

<警察との連携（児虐法第10条）>

1. 事前協議し、情報を共有する
2. 執行妨害があった場合には、警察官職務執行妨害法5条に基づき警告し、行為を制止する。6条第1項に基づき立入を行う。

<観察すべきこと>

1. 子どもがどのような生活状態にあるのかをよく観察する。
2. 子どもの栄養状態、健康状態をよく観察する。
3. 虐待（身体的、性的、心理的虐待およびネグレクト）があると思われるかどうかを観察する。
4. 保護者の応対態度、子どもへの関わり方、精神的な状態、行動をよく観察する。
5. 家庭内の衛生状態、物理的に危険な状態ではないかどうかを観察する。

<一時保護の判断>

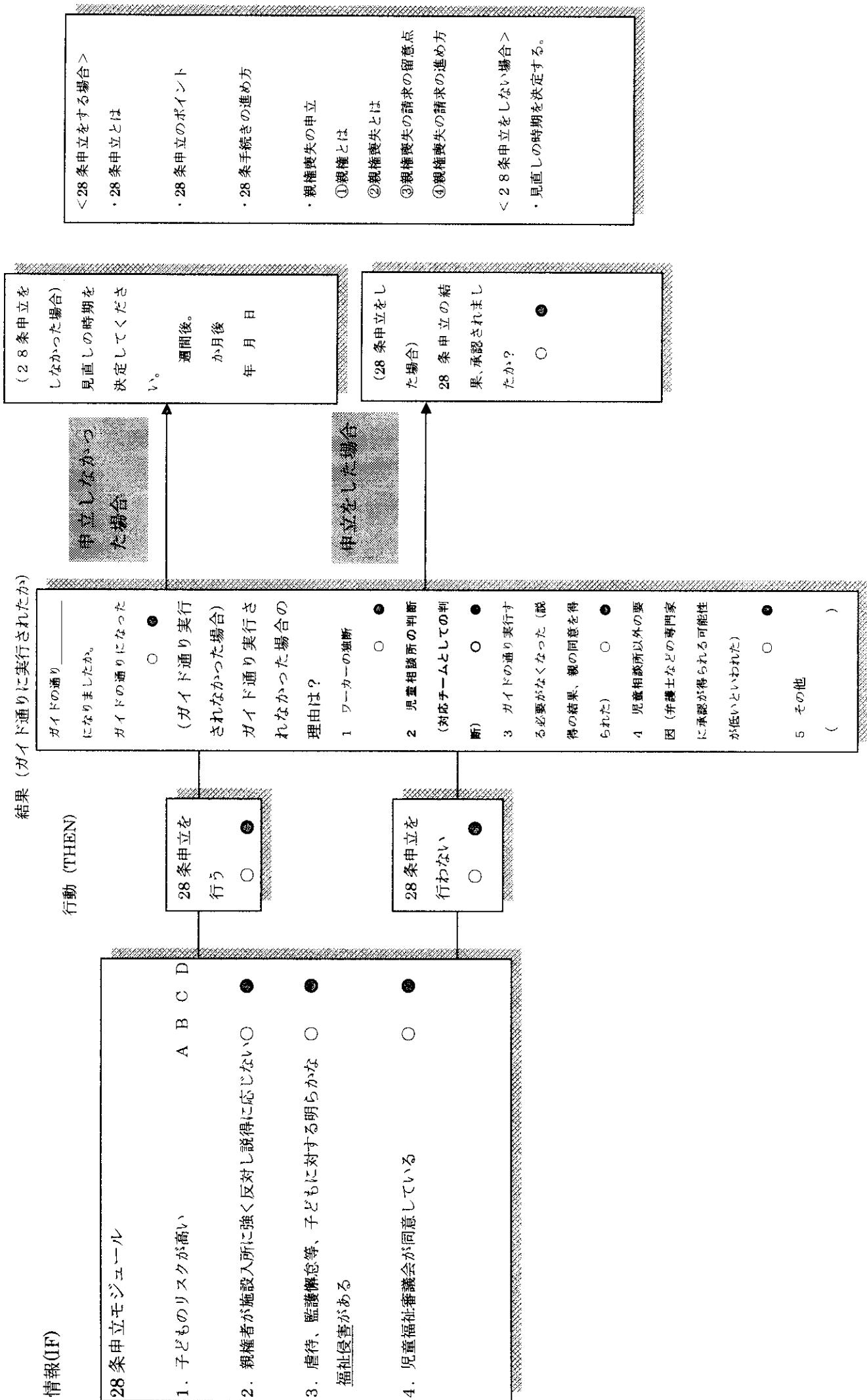
1. 必要であると判断した時は、職権により一時保護する。「一時保護ナビモジュール」に活用する。

<間違いである場合の配慮>

1. 一時保護が必要ないと判断できたり、虐待であると考えられなかつたりした場合には、関係者の不安が解消されてよかつたことを率直に伝える。また、突然の立入で驚かせたことに対する相手の心情に十分配慮する。

資料E-9 28条申立ナビモジュール

28条申立ナビモジュール



A. 各項目の説明

(各項目の番号を押すと説明が出る)

1. リスクが高いか・・・「リスクアセスメントモジュール」で判断。既に結果が出ている場合は自動的にその結果が記録される。
2. 親権者が施設入所に強く反対し、説得に応じない・・・施設入所については、親権者の意思に反しないことが要件になつていて。起用同親権の場合（父母婚姻中）は、両親の同意が必要である。しかし、「父母の一方が親権を行なうことには、他の方がこれを行う」（民法第818条第2項）（例、父母別居）とある。また、両親双方の積極的同意は必要ではないので、一方が同意し、他方が黙つていれば、同意による入所となる。
3. 善待、監護懈怠、そのほかの福祉侵害がある・・・①虐待そのものの有無も拘泥しなくとも、現在、保護者に監護させることが子どもとの福祉を著しく害する状況にあること、②保護者にその子どもの看護を任せたおいたのでは将来子どもとの福祉を損なうおそれがあること。の2点があれば申立も要件の一つを満たしていると考えられる。あとは、申立をした後に、その要件を家庭裁判の手続きの中であきらかにしていく必要がある。
4. 児童福祉審議会の同意があるか・・・①子どももしくは保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき②児童相談所長が必要と認めると認めるときには意見を聴取しなければならない。28条申立においては、申立を行うのかその判断をしかねている場合には、審議会意見聴取が除外される。

B. 実践ガイド

・28条申立とは

この手続きは親権を部分的に制約する措置であり、親権のうち監護権や居所指定権を制約し、また承認審判に基づいて施設長は監護、教育等や懲戒権を行使できることになる。本状の申立には①虐待、監護懈怠、その他の福祉侵害があること②法第27条第一項第3号の措置（児童福祉施設入所の同意）が保護者の意に反することの2要件が必要である。

・28条申立のポイント

①虐待そのものの有無に拘泥せず、現在、保護者に監護させることが子どもとの福祉侵害がある。
②保護者にその子どもの監護を任せておいたのでは将来子どもとの福祉を損なう恐れがある。の2つがあれば、28条申立の要件を満たしていると考えてよい。早急に親子分離が必要であるという観点から、子どもに対する福祉侵害があることを明らかにして申立する。つまり、虐待の認定が目的ではなく、速やかに親子分離することが目的である。

・28条申立手続きの進め方（→子どもとの虐待対応マニュアルの「手続きの進め方（P.123、～P.125）」にリンク）

①家庭裁判所への家事裁判事件の申立

ア、申立にあたっては、その趣旨および事件の実情を明らかにし、証拠書類がある場合には、同時にその原本または戸籍謄本を提出する。

イ、書面で申立をする場合には、申立書に（ア）当事者の氏名、住所代理人があるときは代理人の氏名、住所（イ）申立の趣旨およびその実情、（ウ）申立年月日、申立裁判所、を記載して、申立人または代理人が署名捺印する。

ウ、申立にあたっては、定型の申立書式があるが、必要な内容が記載されていれば必ずしも定型書式を私用しなくてもよい。

②児童福祉法第28条による児童の里親委託または児童福祉施設等への入所措置への承認

ア、根拠 法第28条第1項

イ、申立権者 都道府県知事（地方時司法第153条により児童相談所長に委任）

ウ、管轄 子どもの住所地の家庭裁判所

エ、申立費用 収入印紙600円、郵便切手800円

オ、添付書類 子ども、親権を行う者または保護者等の戸籍謄本

（児童相談所長が申立する場合には、所長個人の戸籍謄本および資格証明が必要）

カ、申立の趣旨欄には、児童養護施設への入所等、何を求めるのか、およびその理由を簡潔に記載する。

キ、申立の実情欄には、事件の概要、経過、子どもが虐待を受け、あるいは著しく虐待されている状況および問題点、解決課題等、必要な事項を完結に適記し、重要な参考になる事項を付記する。

ク、提出書類 優待または保護者の監護が不適切で子どもとの福祉が著しく害されており、保護者に子どもとの監護を任せてしまふことは将来子どもへの福祉を損なう恐れがある旨の証明に役立つと思われる疎明資料を整えて提出する。疎明資料は、申立に間に合わせなければ、順次追完して提出すればよい。

ケ、留意点 優待の有無の証明について家庭裁判所と争うことではなく、子どもの福祉を著しく害する状況があるので、施設入所措置の承認を得ることに目的がある。早急に保護者から離して措置することが必要な点に力点を置く。

③法第28条申立に伴う保全処分の申立

ア、根拠 法第28条については、保全処分の根拠となる明文はないが、家事審判規則第52条の2の類推適用を提唱する見解がある。

イ、申立権者 本案申立事件の申立

ウ、管轄 本案申立事件が受理され、審理されている家庭裁判所

エ、申立費用 収入印紙不要、郵便切手約3000円

オ、添付書類 本案申立容認の蓋然性、保全処分の必要性を疎明する資料

力、求める保全処分 何を求めるのか簡潔に記載する
キ、保全処分の求める理由 本案の申立を相当とする事情および緊急に保全処分を必要とする事情を簡潔に記載する。
ク、留意点 迅速に審理してもらうために、必要な疎明書類を逐次迅速に用意し、審理や調査の進行に当たっては、調査官等と隨時密接に連携をとつていく姿勢を記載しておく。

・ 親権喪失（法第33条の6）

①親権とは

親権の具体的な内容としては、子どもを監護、教育する権利と義務のほか、子どもの居所指定権、懲戒権、職業許可権、財産管理権、子どもの身分上の行為（認知、養子縁組等）の代理権等がある。また、民法第820条には、「親権を行う者は、子の監護および教育をする権利を有し、義務を追う」とある。児童の権利の関する条約を念頭に置いて、その視点から親権と子どもの権利について見ていく必要がある。

②親権喪失とは

民法第834条には、「父または母が、親権を濫用し、または著しく不行跡であるときは、家庭裁判所が、子の親族または検察官の請求によって、その親権の喪失を宣告することができる」と規定している。親権喪失は、「子どもの福祉や利益」を基準に考える必要性がある。親権の濫用としては、子どもに対する身体的・性的虐待やネグレクト（保護の怠慢・拒否）等が考えられる。著しい不行跡とは、単に保護者の制的不品行や飲酒を言うのではなく、著しい不行跡の結果、保護者の子どもにもに対する暴力（身体的虐待）やネグレクト（保護の怠慢・拒否）等である。また、保護者が居所指定権を濫用して再三に渡って子どもを強引に施設等から連れ戻し、虐待を続けているような場合もある。こういった状況がある場合は、親権喪失を考える必要性が出てくる。

③親権喪失の請求の留意点

i 児童相談所において親権喪失宣言の申立を行うのは最後の手段であるという認識が必要である。というのも、親権喪失宣言の申立を行うということは、ア、といったん親権喪失宣言がなされると、その後、虐待を受けた子どもとその家族との再統合が困難、イ、児童相談所で扱う件数が他の措置と比べ極端に少ないためノウハウも少なく申立をとしても宣言がなされるかどうかわからない。もし宣告されなければその後の処遇が極めて困難、ウ、社会的にも親権喪失の宣言は親と子にとつても重大な出来事、であるからである。

ii 親権喪失の宣言制度については、宣言と同時に親権の回復（民法836条）と一体で運用されるものである。従って児童虐待防止法第15条において、親権喪失の制度は虐待防止及び児童の保護の観点からも適切に運用されなければならないと規定されている。

④親権喪失の請求の進め方（『手引き』のp. 130～134へもリンク）

i 親権喪失手続き：ア、家庭裁判所への請求権者は、子の親族又は検察官（民法第834・835条）、児童相談所長である。イ、管轄は事件本人（親権者）の住所地の家庭裁判所である。

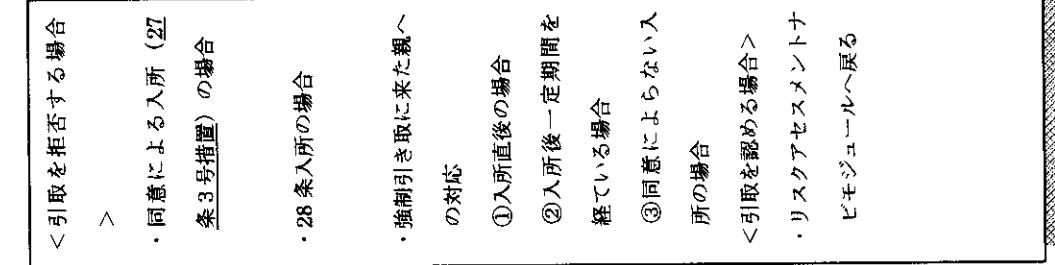
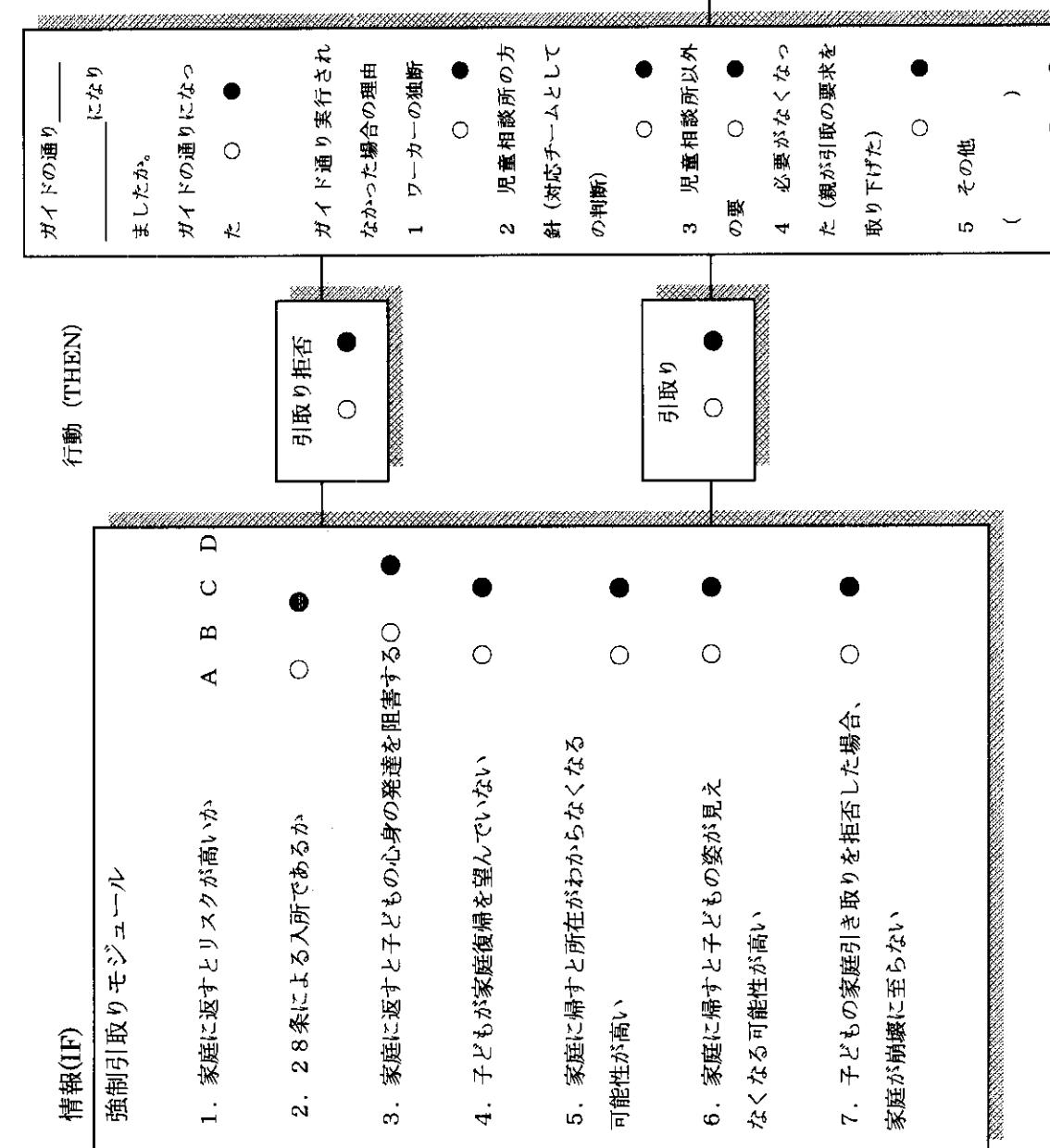
ii 親権者の職務執行停止及職務代行者の選任の保全処分の申立ができるため、本案の審判手続きの進行と並行して、親権者が子どもに対しても生命や身体的に重大な危険が及ぶ虐待を行う（あるいは行っている）可能性が高い場合（かつ、この親権喪失の請求の容認の請求の場合は、速やかに保全処分の申立を容認することによって、当面子どもを保護者から分離することが可能となる。

並これ以降は、子ども虐待対応の手引きのp.130～134へリンク

資料E-10 強制引取ナビモジュール

強制引取ナビモジュール

結果（ガイド通りに実行されたか）



A. 各項目の説明

(各項目の番号を押すと説明ができる)

1. 家庭に返すとリスクが高いか・・・強制引取に応じて、子どもを家庭に帰した場合のリスクを「リスクアセスメントモジュール」を用いて判断する(すでに結果がでている場合には、その結果ができる)。
2. 28条申立による入所であるか・・・28条申立の結果入所した場合、引取は明確に拒否することができる。27条第3項の同意による入所の場合、拒否することは法的にはできないが、リスクが高いと判断された場合には、速やかに職権一時保護に切り替えて28条申立を行うべきである。
3. 家庭に帰すと子どもたちの心身の発達を阻害するか・・・子どもを家庭に帰した場合に、虐待が再発や、生命に危険がないとしても子どもたちの心身の発達を阻害すると考えられる場合である。子どもの様子、保護者の態度等の両面からみて判断する必要がある。
4. 子どもが家庭復帰を望んでいない・・・子ども自身の意志は重要である。ただし、保護者と会つてしまふと保護者の希望にあわせて「帰りたい」ということも考えられる。子ども自身が本当に帰りたがっているのか、保護者とともに生活したいと思っているのかをある程度の時間子どもを接する中で判断する必要がある。
5. 家庭に帰すと所在がわからなくなってしまう可能性が高いか・・・引き取った後、転居先をつけずに急に転居するなど、所在がわからなくなってしまう可能性が高い場合である。親が深刻な経済的問題を抱えている場合などは、転居を繰り返す可能性が高い。また、離婚、婚姻等での転居もある。親の経済的問題がないか、また近々離婚、結婚の予定がないかを調べておく必要がある。
6. 家庭に帰すと子どもの姿を見られなくなる可能性が高い・・・家庭に帰してしまった場合、親が子どもを家に閉じこめる等をして子どもの姿を見ることができなくなる可能性である。この可能性が高い場合に引き取らせてしまうと、援助を継続することが非常に困難になると考えられる。
7. 子どもの家庭引取を拒否した場合、家庭が崩壊に至らない・・・家庭の崩壊にはさまざまのことが考えられる。たとえば、アルコール間

題、精神疾患、精神不安定などがある。また子どもが手元にいなくなっこなことで生きがいがなくなり、精神的に不安定な状態に陥ってしまい、自殺企図や自殺未遂等が起こる可能性もある。この判断は非常に難しいところであるが、親の状態をよく見て、家庭崩壊の恐れがないかどうか十分見極めて対処する必要性がある。

B. 実践ガイド

・親の同意による入所（法第27条第一項第3号の措置）の場合

親の意志が変わって子どもを帰してほしいという要求に対してもを拒む理由はない。しかしながら、危険性が高いと判断された場合は、職権一時保護に速やかに切り替えて、28条申立を行って子どもの安全を守ることが望ましい。

・28条申立による入所の場合

28条申立による入所の場合、子どもが明確に引き取りを拒否することができる。

・強制引取りに来た親へのソーシャルワーク的対応

①入所直後の場合

i 同意した場合であっても、親には子どもが手元にいなくなつた喪失感が非常に大きい。子どもについていろいろな思いが巡りその思いが「すぐに引き取りたい」という短絡的な行動を引き起こすこともある。したがって、このような保護者に対しては。じっくりと話を聞き、動揺している気持ちを吐露させ、どの保護者も子どもを預けた直後は同じような気持ち、寂しさを経験すると説明する。

ii また、入所に同意したことについては、新たな親子関係を築くために決心したということを改めて評価し、今無理に子どもをひきとつてもまた同じことの繰り返しになるだけであることを説明する。

iii 保護者が直接施設に行ってしまった場合は、「引き取りについての相談窓口は児童相談所」と施設から説明してもらい、児童相談所に来所してもらう。

iv 根気強く入所の意味づけを再確認し、その後も積極的に保護者と面接や電話でかかわりを持ち、保護者の気持ちを受け止めるよう努力する。

②入所後一定期間を経ている場合

i 子どもは施設の生活に慣れてくると、今まで押さえてきた感情がストレートに出てくるようになる。どこまで自分を許してくれるのかを試す行動にでるということはある。そのような中で、保護者がこういった子どもたちの状況を面会時や外泊時にみて「施設に入つて以前よりも悪くなつた。施設の職員が甘やかしたせいた。やはり子どもは親が厳しくしつけるべきだ」と施設を批判し、引き取りの要求をしてくることがある。

ii このような親の主張に対しては、「子どもなりに自分の気持ちをだせるようになってきた」等の評価をすることを基本として、「これからもう少し上手に気持ちを表現できるなかかわりを持ちたいと思う」とこれから課題をわかりやすく説明することも必要である。また、「親は何にも変えがない存在である」ということも伝える必要がある。

iii 意を尽くして説明しても納得しない場合は、入所中であっても一時保護委託に切り替えて、28条申立を行い、家庭裁判所の決定によつて再入所の措置をとる。

③ 同意によらない入所の場合

i 法第28条や法33条の6等家庭裁判所の決定等による入所の場合、保護者は自分の考え方や意向がまったく無視されたと児童相談所に対し、激しい怒りをぶつけ、衝動の抑制のないまま「子どもを帰せ」と怒鳴り、暴力に訴えることもある。

ii あくまでも毅然とした態度を失つてはならず、児童相談所は家庭裁判所の決定に基づいて処遇していくこと、施設入所は子どもを取り上げたわけではなく、時間をかけて親子関係を修復するためのものと考えていること、そのためには保護者の協力が必要であることを説明する。そしてそれでも納得しない場合は、子どもの居場所を教えられないと伝える。

iii 対応については複数の職員が臨むことが原則であり、必要に応じて警察に協力依頼をし、職員の身の安全をはかる。

iv また、必要な場合は警察へ告発を行うことも視野に入れれる。児童相談所や施設に押しかけて暴力・脅迫行為を行つた場

合、威力業務妨害罪が成立する。

<引き取りを認める場合>

- リスクアセスメントモジュールへ戻る
引き取りを認めた場合は、リスクアセスメントナビモジュールへ戻り、再アセスメントを行う。また、引き取りを認めたことで、対象の家族や子どもとの接点がなくなってしまわないように細心の注意が必要である。

資料E-11 処遇ナビモジュール

処遇ナビモジュール

行動 (THEN) オプション

結果 実際に実行した行動

